

一般財団法人 静岡県サッカー協会中西部支部 表彰規定

平成元年 11 月 8 日制定

平成 18 年 4 月 28 日改正

(目的)

第 1 条 一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部の発展に関し、功労顕著な者及び団体をこの規定により表彰する。

(表彰の資格)

第 2 条 表彰は次に該当するもので、一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部理事会が決定したものとする。

(1) 一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部発展のため功労があった者及び団体

(2) 当該年度で各種大会及び各活動（県・東海・全国）において優秀な成績を収めたチーム、選手並びに技術委員会により推薦のあった選手

(3) 優秀な成績とは、県大会 1 位、東海大会 2 位、全国大会 3 位を目途とする。

(推薦方法)

第 3 条 第 2 条に該当するものは、専門委員会等が推薦し理事会で審議し決定する。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は次年度の一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部定期総会にて行う。

(表彰の方法)

第 5 条 第 2 条に該当するものには、表彰状及び記念品を授与する。

(その他)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会において審議の上、決定する。

(附則)

- 1 本規定の変更は、理事会の同意を得なければならない。
- 2 本規定は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 本規定は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 本規定は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 本規定は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 本規定は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 本規定は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。